

(様式5-1)

1 津山市児童扶養手当システム非機能要件一覧表

項番	中項目	小項目	小小項目	マトリクス(指標)	要求レベル	機能確認区分			備考欄		
						A	B	C			
1	可用性	継続性	運用スケジュール	運用時間(月曜日～金曜日)	原則24時間無停止とすること。ただし、例外あり。例外については、項番「A.1.1.3 計画停止の有無」を参照のこと。						
2				運用時間(土日・祝日)	原則24時間無停止とすること。ただし、例外あり。例外については、項番「A.1.1.3 計画停止の有無」を参照のこと。						
3				計画停止の有無	計画停止を認める。ただし、原則午後10時から午前8時の間に行うこと。サービスを停止する際は、サービス停止日より14日前までに書面にて本市に報告し、承認を得ること。						
4			業務継続性	対象業務範囲	業務継続性の対象業務範囲はシステムの有する全ての業務(機能)とする。						
5					サービス切替時間	障害等によりシステムが停止した場合、24時間未満でシステムを復旧できること。					
6					業務継続の要求度	二重障害時でも項番「A.1.2.2 サービス切替時間」の規定内で継続すること。					
7			目標復旧水準 (業務停止時)	RPO(目標復旧地点)	障害発生時点(日次バックアップ+アーカイブからの復旧)の状態のデータを復旧することが望ましい。						
8					RTO(目標復旧時間)	3日以内に復旧すること。					
9					RLO(目標復旧レベル)	全ての業務を対象とする。					
10			目標復旧水準 (大規模災害時)	システム再開目標	一週間以内に再開すること。						
11			耐障害性	稼働率	稼働率	稼働率は99.9%(1年間で業務が中断する時間の合計は8.7時間未満)とすること。 ただし、事前通告のあったメンテナンスや定期保守は除く。					
12	サーバ	冗長化(機器)			冗長化を行うことが望ましい。						
13					冗長化(コンポーネント)	データの完全性担保に関連するコンポーネントのみ冗長化すること。					
14	端末	冗長化(機器)			非冗長構成で構わない。						
15					冗長化(コンポーネント)	非冗長構成で構わない。					
16	ネットワーク機器	冗長化(機器)			非冗長構成で構わない。						
17					冗長化(コンポーネント)	非冗長構成で構わない。					
18	ネットワーク	回線の冗長化			サーバーと利用端末間の回線は冗長化することが望ましい。						
19					経路の冗長化	非冗長構成で構わない。					
20						セグメント分割	既設の個人番号利用事務系ネットワークまたは、閉鎖ネットワークにて構築すること。				
21	ストレージ	冗長化(機器)			データの完全性を確保する為の機器は必ず冗長化すること。						
22					冗長化(コンポーネント)	データの完全性を確保する為のコンポーネントは必ず冗長化すること。					
23						冗長化(ディスク)	RAID0以外の冗長化構成をとること。ただし、RAID0と他RAIDの組み合わせ構成であれば許容する。				
24	データ	バックアップ方式			オンラインバックアップとすること。 オンラインバックアップとはシステムを停止せず稼働中の状態でバックアップを行う方式を指す。						
25					データ復旧範囲	システム内の全データを復旧すること。					
26						データインテグリティ	データの完全性を保障すること。 (エラー検出&訂正)				
27	災害対策	システム			復旧方針	データの照会ができることを最低レベルとして、代替のシステムを構築すること。					
28			外部保管データ	保管場所分散度	保管場所の分散は必要なし。						
29					保管方法	同一サイト内の別ストレージへのバックアップもしくは、媒体による保管を実施すること。					
30	回復性	復旧作業	復旧作業	復旧作業方法については、本市と協議の上決定する。							
31			代替業務運用の範囲	障害によりシステムが復旧不可能となった場合に備え、代替となる運用手段(代替機あるいは人手による運用)を確立しておくこと。							
32		可用性確認	確認範囲	業務停止となる障害のうち一部の範囲(照会、各種帳票出力等)について可用性を確認すること。							
33	性能・拡張性	業務処理量	通常時の業務量	ユーザ数	10ユーザを上限とする。						
34				同時アクセス数	項番「B.1.1.1」と同数の同時アクセスに対応できること。						
35				データ量	最低20年分のデータを保持できること。 ※現在のデータ量(CareKIDS)は単年度250,000件程度						
36				オンラインリンクエスト件数	項番「B.1.1.1」の上限ユーザ数が同時に照会処理、異動処理、帳票出力処理等を行った場合を最大オンラインリンクエスト件数とする。						
37				バッチ処理件数	項番「B.1.1.1」の上限ユーザ数の20%が同時にバッチ処理を行った場合を最大バッチ処理件数とする。						
38				業務機能数	原則、システムの標準パッケージに沿ったものとする。						
39				業務量増大度	ユーザ数増大率	1.5倍とする。					
40						同時アクセス数増大率	1.5倍とする。				
41						データ量増大率	10倍以上(単年度のデータ量を1とした場合、10年度分で10倍)。 最低でも過去10年分のデータを保持できること。				
42						オンラインリンクエスト件数増大率	1.5倍とする。				

項番	中項目	小項目	小小項目	メトリクス(指標)	要求レベル	機能確認区分			備考欄	
						A	B	C		
43				バッチ処理件数増大率	1.5倍とする。					
44				業務機能数増大率	1.2倍とする。					
45			保管期間	保管期間	操作ログ…1年 児童扶養手当支給認定データ…25年以上					
46			対象範囲	対象範囲	操作ログ…ログイン・ログアウト履歴、画面展開履歴等。 児童扶養手当支給認定データ…支給状況、受給者・対象児童情報など。データはシステム上でいつでも参照できること。					
47		性能目標値	オンラインレスポンス	通常時レスポンス順守率	90%とする。					
48				ピーク時レスポンス順守率	80%とする。					
49				縮退時レスポンス順守率	80%とする。					
50				レスポンスタイム	下記を基準とする。 照会系処理…3秒以内 更新・一覧表示系処理…5秒以内					
51			バッチレスポンス(ターンアラウンドタイム)	通常時レスポンス順守度合い	再実行の余裕が確保できること。					
52				ピーク時レスポンス順守度合い	再実行の余裕が確保できること。					
53				縮退時レスポンス順守度合い	再実行の余裕が確保できること。					
54			オンラインスループット	通常時処理余裕率	1.5倍とする。					
55				ピーク時処理余裕率	1.2倍とする。					
56				縮退時処理余裕率	通常時の1/2の処理が出来ること。					
57			バッチスループット	通常時処理余裕率	1.5倍とする。					
58				ピーク時処理余裕率	1.2倍とする。					
59		縮退時処理余裕率		通常時の1/2の処理が出来ること。						
60		帳票印刷能力	通常時印刷余裕率	1.5倍とする。						
61			ピーク時印刷余裕率	1.2倍とする。						
62			縮退時印刷余裕率	通常時の1/2の印刷が出来ること。						
63		リソース拡張性	CPU拡張性	CPU利用率	50%以上80%未満とする。					
64				CPU搭載余裕有無	1スロットの空き有りとする。					
65			メモリ拡張性	メモリ利用率	50%以上80%未満とする。					
66				メモリ搭載余裕有無	1スロットの空き有りとする。					
67			ディスク拡張性	ディスク利用率	児童扶養手当支給認定データ格納領域においては、単年度のデータ量を10%未満とする。 ※最低でも20年分のデータを保持する為。					
68				ディスク増設余裕有無	1スロットの空き有り					
69			ネットワーク	ネットワーク機器設置範囲	サーバと利用端末間とする。 既設の設備を利用することも可。詳細については、本市と協議すること。					
70			サーバ処理能力増強	スケールアップ	処理能力の増強の必要性が生じた場合は、適切に対応すること。 対応方法については本市と協議の上で決定すること。					
71				スケールアウト	処理能力の増強の必要性が生じた場合は、適切に対応すること。 対応方法については本市と協議の上で決定すること。					
72			性能品質保証	帯域保証機能の有無	帯域保証の設定	特に定めない。ただし項番「B.2.1.4 レスポンスタイム」の要件を満たす帯域を確保すること。				
73				性能テスト	測定頻度	構築当初に測定し、結果を本市に提出すること。				
74					確認範囲	全ての機能について、目標値を満たしていることを確認すること。				
75		スパイク負荷対応		トランザクション保護	同時トランザクション数の制限機能を設けること。					
76	運用・保守性	通常運用	運用時間	運用時間(月曜日～金曜日)	原則24時間無停止とすること。ただし、例外あり。例外については、項番「A.1.1.3 計画停止の有無」を参照のこと。					
77				運用時間(土日・祝日)	原則24時間無停止とすること。ただし、例外あり。例外については、項番「A.1.1.3 計画停止の有無」を参照のこと。					
78		バックアップ	データ復旧範囲	児童扶養手当支給認定情報の全データを復旧すること。						
79			外部データの利用可否	外部データは利用できない。						
80			バックアップ利用範囲	ユーザーからの回復ができることが望ましい。						
81			バックアップ自動化の範囲	バックアップに関するオペレーションについては、以下2パターンの内どちらかの手法をとること。 パターン①…本市職員がオペレーションを担当する場合は、できる限り自動化し、手作業を最小限に留めること。 パターン②…保守ベンダーがオペレーションを担当する場合は、その手法について本市と協議の上決定すること。						
82			バックアップ取得間隔	日次で取得できること。						
83			バックアップ保存期間	10年とする。						
84			バックアップ方式	オンラインバックアップとすること。 オンラインバックアップとはシステムを停止せず稼働中の状態でバックアップを行う方式を指す。						

項番	中項目	小項目	小小項目	メトリクス(指標)	要求レベル	機能確認区分			備考欄
						A	B	C	
85	保守運用	時刻同期	時刻同期	時刻同期設定の範囲	サーバー機器については必ず時刻同期を行うこと。手法については本市と協議の上決定すること。				
86			計画停止	計画停止の有無	計画停止を認める。ただし、原則22時～8時の間に行うこと。				
87				計画停止の事前アナウンス	14日前までに書面にて本市に報告し、承認を得ること。				
88		運用負荷削減	保守作業自動化の範囲	保守作業については、以下2パターンの内どちらかの手法をとること。 パターン①…本市職員が保守作業を担当する場合は、できる限り自動化し、手作業を最小限に留めること。 パターン②…保守ベンダーが保守作業を担当する場合は、その手法について本市と協議の上決定すること。					
89			サーバーソフトウェア更新作業の自動化	できる限り自動化し、手作業を最小限に留めること。					
90			端末ソフトウェア更新作業の自動化	できる限り自動化し、手作業を最小限に留めること。					
91		パッチ適用ポリシー	パッチリリース情報の提供	ユーザの要求に応じてベンダーが受動的にパッチリリース情報を提供すること。					
92			パッチ適用方針	原則全てのパッチを適用すること。 ただし、パッチによってシステムに悪影響が出る場合はその限りではない。					
93			パッチ適用タイミング	定期的に適用を行うこと。適用タイミングは本市と協議の上で決定すること。					
94			パッチ検証の実施有無	障害パッチとセキュリティパッチの両方でパッチ検証を実施すること。					
95		活性保守	ハードウェア活性保守の範囲	一部のハードウェアにおいて活性保守を行うことができること。					
96			ソフトウェア活性保守の範囲	一部のソフトウェアにおいて活性保守を行うことができること。					
97		定期保守頻度	定期保守頻度	年に1回は必ず実施すること。 ただし、急を要する事案等が発生した場合は柔軟に対応すること。					
98		予防保守レベル	予防保守レベル	定期保守時に検出した予兆の範囲で対応すること。					
99		障害時運用	復旧作業	復旧作業	復旧作業方法については、本市と協議の上決定する。				
100	代替業務運用の範囲		障害によりシステムが復旧不可能となった場合に備え、代替となる運用手段(代替機あるいは人手による運用)を確立しておくこと。						
101	障害復旧自動化の範囲		障害復旧自動化の範囲	範囲については特に規定は定めない。					
102	システム異常検知時の対応		対応可能時間	7時～21時の間対応を行うこと。					
103			初期対応時間	異常検知の当日中までとする。					
104			復旧対応時間	異常検知から本市の翌営業日中までとする。					
105	交換用部材の確保		保守部品確保レベル	保守契約に基づき、保守を提供するベンダーが規定年数の間保守部品を確保すること。					
106		予備機の有無	予備機が必要となる障害発生から48時間以内に予備機での運用ができる体制を構築しておくこと。						
107	運用環境	開発用環境の設置	開発用環境の設置有無	システムの開発環境を設置しない。					
108		試験用環境の設置	試験用環境の設置有無	システムの試験環境を設置する必要はない。 ただし、試験環境を設置する必要がある場合は、本市と協議の上で設置の可否を判断する。					
109		マニュアル準備レベル	マニュアル準備レベル	システムの通常運用(一般ユーザ用)と保守運用(管理ユーザ用)のマニュアルを提供すること。					
110		外部システム接続	外部システムとの接続有無	既存の下記システムと連携できること。 連携必須システム…R-Stage(住民情報・税情報・手帳情報) 連携推奨システム…R-Stage(年金情報・生活保護情報)					
111		システム動作環境	専用端末の有無	既存端末の利用、専用端末の設置のいずれでもよい。					
112			クライアント端末の性能	下記の条件を満たすこと ・OS、ソフトウェア等のサポート期限終了が5年以上先であること ・システム利用のための推奨スペックを満たしていること  ただし、既存端末利用の場合は、既存端末のサポート期限、構成に準拠すること。					
113			ユーザ・ドメインの有無	既設の個人番号利用事務系ネットワークに接続する場合 …既存のユーザ・ドメインに従うこと  閉鎖ネットワークに接続する場合 …新規のユーザ設定をすること					
114			システム動作ソフトウェア	Webシステムとし、Internet Explorer11以上を動作保証すること。 Internet Explorer11以外に必要なソフトウェアがある場合は、そのソフトウェアのインストール、メンテナンスは保守ベンダーが行うこと。					
115	サポート体制	保守契約(ハードウェア)	保守契約(ハードウェア)の範囲	システム構築の為に導入したハードウェアについて保守契約(ハードウェア)の範囲とする。					
116		保守契約(ソフトウェア)	保守契約(ソフトウェア)の範囲	システム構築の為に導入したソフトウェアについて保守契約(ソフトウェア)の範囲とする。					
117		ライフサイクル期間	ライフサイクル期間	5年とする。					
118		メンテナンス作業役割分担	メンテナンス作業役割分担	下記の項目については本市が担当する。それ以外の項目については原則導入・保守ベンダーが対応すること。 ・本市に設置してあるシステム関係機器の電源切断・復電作業。 ・本市に設置してあるシステム関係機器の清掃、周辺機器(LANケーブル、ハブ、キーボード、マウス)の修理・交換					
119		一次対応役割分担	一次対応役割分担	インシデント発生時の一時対応は本市にて行う。					
120		サポート要員	ベンダー側常備備員数	常駐の必要はない。					
121			ベンダー側対応時間帯	夜間のみ非対応(21～7時)とする。					

項番	中項目	小項目	小小項目	メトリクス(指標)	要求レベル	機能確認区分			備考欄
						A	B	C	
122				ベンダ側対応者の要求スキルレベル	システムの運用や保守作業手順に習熟し、ハードウェアやソフトウェアのメンテナンス作業を実施できるスキルレベルを有していること。また、児童扶養手当制度についての知識を有していることが望ましい。				
123				エスカレーション対応	オンコール待機とすること。				
124			導入サポート	システムテスト稼働時の導入サポート期間	1週間を目安とし、テスト稼働が問題なく行える十分な期間を設けること。				
125				システム本稼働時の導入サポート期間	1週間を目安とし、システムが問題なく本稼働できる十分な期間を設けること。				
126			オペレーション訓練	オペレーション訓練実施の役割分担	全てベンダが実施すること。なお、児童扶養手当制度に精通する者であることが望ましい。				
127				オペレーション訓練範囲	要求仕様書に従い、通常運用(一般ユーザ用)に加えて保守運用(管理ユーザ用)の訓練を実施すること。				
128				オペレーション訓練実施頻度	要求仕様書に従い、一次稼働、本稼働において、訓練を実施すること。また、導入後も、月次・年次処理、年度切替時等必要に応じて、訓練等サポートがあること。				
129			定期報告会	定期報告会実施頻度	本市と協議の上で実施頻度を決定すること。ただし、年に1回は必ず行うこと。また、報告会ではなく報告書の提出でも可とする。				
130				報告内容のレベル	障害報告に加えて運用状況報告を行うこと。				
131		その他の運用管理方針	内部統制対応	内部統制対応の実施有無	既存の社内規定に従って、内部統制対応を実施すること。				
132			サービスデスク	サービスデスクの設置有無	本市専用のサービスデスクを設ける必要は無いが、窓口は一本化すること。				
133			インシデント管理	インシデント管理の実施有無	ベンダーのインシデント管理のプロセスに原則従う。				
134			問題管理	問題管理の実施有無	ベンダーの問題管理のプロセスに原則従う。				
135			構成管理	構成管理の実施有無	ベンダーの構成管理のプロセスに原則従う。				
136			変更管理	変更管理の実施有無	ベンダーの変更管理のプロセスに原則従う。				
137			リリース管理	リリース管理の実施有無	ベンダーのリリース管理のプロセスに原則従う。				
138			制度対応	制度対応の実施有無	既に施行されている各種制度・法令に対応していること。また、導入後に施行される各種制度・法令にも随時対応していくこと。平成31年度実施予定の「未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金(仮)」にも対応すること。				
139			電源管理	電源管理のレベル	定期的な電源の操作(ON/OFFなど)が必要な場合は自動化もしくは、手順書を作成すること。				
140	移行性	移行時期	移行のスケジュール	システム移行期間	別途スケジュールのとおり、システム移行完了すること。				
141				システム停止可能日時	原則、利用の少ない時間帯(夜間など)とする。				
142				並行稼働の有無	有り。 既存システムとの並行稼働を行う。 並行稼働期間: H31.9.1~H32.3.31				
143		移行方式	システム展開方式	拠点展開ステップ数	全フロア、全拠点に一齐展開すること。				
144				業務展開ステップ数	全業務を一齐に切り替えること。				
145		移行対象(機器)	移行設備	設備・機器の移行内容	無し。				
146		移行対象(データ)	移行データ量	移行データ量	あり。平成13年から平成31年の過去データ(約180,000件)				
147				移行データ形式	CSV形式(S-JIS形式)				
148			移行媒体	移行媒体量	20本未満				
149				移行媒体種類数	2種類				
150			変換対象(DBなど)	変換データ量	データ変換を行わないため、なし。				
151				移行ツールの複雑度(変換ルール数)	データ変換を行わないため、なし。				
152			次回リリース時のデータ移行	データ変換	次回リリース時に次のシステムへスムーズにデータ移行できること。移行データの形式については、本市の求める形式とすること。				
153		移行計画	移行作業分担	移行のユーザ/ベンダ作業分担	移行作業は全てベンダーが行うこと。				
154			リハーサル	リハーサル範囲	主要な正常ケースと特段注意すべきケースを対象とする。				
155				リハーサル環境	本番データの使用を認める。				
156				リハーサル回数	1回以上とする。				
157				外部連携リハーサルの有無	有り。他システムとの連携については必ず確認すること。				
158			トラブル対処	トラブル対処の規定有無	本市と協議の上で決定すること。				
159	セキュリティ	前提条件・制約条件	情報セキュリティに関するコンプライアンス	順守すべき社内規程、ルール、法令、ガイドライン等の有無	・不正アクセス禁止法 ・個人情報保護法 ・ISO/IEC27000系 ・プライバシーマーク ・政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準				
160			システム構成製品(ハードウェア、ソフトウェア)	サポート期限の遵守	システムを構成する製品(ハードウェア、ソフトウェア)は、その製品の提供メーカーのサポート期限内であること。導入後、サポート期限切れとなる場合は、速やかにサポート期限内の製品に置き換えること。				
161		セキュリティリスク分析	セキュリティリスク分析	リスク分析範囲	重要度が高い資産を扱う範囲、あるいは、外接部分についてリスク分析を行うこと。				

項番	中項目	小項目	小小項目	メトリクス(指標)	要求レベル	機能確認区分			備考欄
						A	B	C	
162	セキュリティリスク管理	セキュリティリスクの見直し	セキュリティリスクの見直し	セキュリティリスク見直し頻度	セキュリティに関するイベントの発生時に随時実施すること。				
163			セキュリティリスクの見直し範囲	システム全体を対象とする。					
164			セキュリティリスク対策の見直し	運用開始後のリスク対応範囲	洗い出した脅威全体に対応すること。				
165				リスク対策方針	本市と協議の上方針を決定することとする。				
166		セキュリティパッチ適用	セキュリティパッチ適用範囲	システム全体に対して適用すること。					
167			セキュリティパッチ適用方針	全てのセキュリティパッチを適用すること。ただし、パッチによってシステムに悪影響が出る場合はその限りではない。					
168			セキュリティパッチ適用タイミング	定期的に適用を行うこと。適用タイミングは本市と協議の上で決定すること。					
169		アクセス・利用制限	認証機能	管理権限を持つ主体の認証	最低1回の認証を必要とすること。				
170	管理権限を持たない主体の認証			最低1回の認証を必要とすること。					
171	利用制限		システム上の対策における操作制限	必要最小限のプログラムの実行、コマンドの操作、ファイルへのアクセスのみを許可する。詳細については本市と協議の上決定することとする。					
172			物理的な対策による操作制限	必要最小限のハードウェアの利用や操作のみを許可する。詳細については本市と協議の上決定することとする。					
173	管理方法	管理ルール策定	本市の要求するセキュリティレベルでの管理ルールを策定すること。						
174	データの秘匿	データ暗号化	伝送データの暗号化の有無	重要情報は暗号化し伝送すること。					
175			蓄積データの暗号化の有無	重要情報は暗号化し、蓄積すること。					
176			鍵管理	ソフトウェアによる鍵管理とすること。					
177	不正追跡・監視	不正監視	ログの取得	ログイン/ログアウト履歴(成功/失敗)、操作ログ等について実施すること。					
178			ログ保管期間	10年とする。					
179			不正監視対象(装置)	重要度が高い資産を扱う範囲、あるいは、外接部分を対象とする。					
180			不正監視対象(ネットワーク)	重要度が高い資産を扱う範囲、あるいは、外接部分を対象とする。					
181			不正監視対象(侵入者・不正操作等)	重要度が高い資産を扱う範囲、あるいは、外接部分を対象とする。					
182		確認間隔	年1回定期的に実施すること。また、セキュリティに関するイベントを認識した時にも実施すること。						
183	データ検証	デジタル署名の利用の有無	手法は問わないが、データの改ざんを検知できる仕組みを組み込むこと。						
184			確認間隔	年1回定期的に実施すること。また、セキュリティに関するイベントを認識した時にも実施すること。					
185	マルウェア・ウイルス対策	マルウェア・ウイルス対策	対策実施範囲	システム全体を対象とする。					
186			リアルタイムスキャンの実施	実施する。					
187			フルスキャンの定期チェックタイミング	1回/週とする。					
188			定義ファイルの更新	本市と協議の上で決定すること。					
189	システムのその他セキュリティ対策	アクセス制限	権限によるアクセス制御	システム利用者の権限に応じたアクセス制御が行えること。					
190		ユーザID	桁数	6桁以上設定可能であること。					
191		パスワード	桁数	6桁以上設定可能であること。					
192			有効期限の設定	パスワードの有効期限の設定ができること。					
193	ユーザ管理	管理機能の有無	管理者ユーザによるユーザ管理が可能であること。						
194	システム環境・エロロジー	構築時の制約条件	構築時の制約条件	サーバーは以下のいずれかに設置すること ・日本データセンター協会(JDCC)が制定した「データセンターファシリテスタンダード」の「ティア3」相当以上の日本国内のデータセンター ・本市こども保健部の執務室					
195		運用時の制約条件	運用時の制約条件	「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」を参考とする。ただし、詳細な制約については本市と協議の上決定すること。					
196		ネットワーク	ネットワーク構成	以下のいずれかの構成とする ・サーバーをデータセンターに設置する場合 →LGWAN ・サーバーを本市に設置する場合 →新規に閉鎖ネットワークを構築すること					
197	システム特性	ユーザ数	ユーザ数	100ユーザを上限とする。					
198		クライアント数	クライアント数	100クライアントを上限とする。					
199		拠点数	拠点数	単一拠点とする。					
200		地域的広がり	地域的広がり	アクセス範囲を拠点内とし、外部からのアクセスはしない。					
201		特定製品指定	特定製品の採用有無	特定製品の指定はしない。					
202		システム利用範囲	システム利用範囲	庁舎内のみとする。					
203		複数言語対応	言語数	日本語のみの対応でよい。					
204	アクセシビリティ	アクセシビリティ	アクセシビリティ指針(JISx8341)に準拠していることが望ましい。						

項番	中項目	小項目	小小項目	マトリクス(指標)	要求レベル	機能確認区分			備考欄
						A	B	C	
205		適合規格	製品安全規格	規格取得の有無	UL60950相当取得とする。				
206			環境保護	規格取得の有無	RoHS指令相当取得とする。				
207			電磁干渉	規格取得の有無	VCCI ClassA取得とする。				
208	機材設置 環境条件	スペース	設置スペース制限(マシンルーム)	設置スペース制限(マシンルーム)	項番「F.1.1.1」の制約に沿ったものとする。				
209			設置スペース制限(事務所設置)	設置スペース制限(事務所設置)	人と混在するスペースに設置する。				
210			並行稼働スペース(移行時)	並行稼働スペース(移行時)	並行稼働時に別途スペースを設けることは可能。				
211			設置スペースの拡張余地	クライアント機器の設置スペースについては柔軟に対応可能である。					
212	環境マネー ジメント	環境負荷を抑える工夫	グリーン購入法対応度	グリーン購入法の基準を満たす製品を使用すること。					
213			機材のライフサイクル期間	5年とする。					
214		エネルギー消費効率	エネルギー消費の目標値	特に定めないが、エネルギー効率の良い製品であること。					
215		CO2排出量	CO2排出量の目標値	特に定めないが、CO2排出量の抑制を図った製品であること。					